

## 「セキュリティトークン市場活性化委員会」の設置について

2021年3月29日

一般社団法人 日本STO協会

### 1. 設置

セキュリティトークンの発行の促進、流通市場の整備を図るための基本的な施策を策定し、及びその実施を推進するため、定款第32条の規定に基づき、理事会の下に、「セキュリティトークン市場活性化委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

### 2. 構成・運営

- (1) 委員会は、会員並びに市場関係者及び有識者をもって構成する。
- (2) 委員会の委員長及び副委員長は、委員のうちから会長が委嘱する。
- (3) 委員が委員会を欠席する場合は、代理人を出席させ、又は書面により意見を提出することができる。
- (4) 委員長は、必要に応じ、関係者に出席を求めることができる。
- (5) 委員会には、オブザーバーを置くことができる。
- (6) その他委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 3. ワーキング・グループ

- (1) 委員会は、必要に応じ、専門の事項を調査、検討させるため、ワーキング・グループを設置することができる。(注)
- (2) ワーキング・グループの構成及び運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(注) 次のワーキング・グループの設置を予定する。

- ・ セキュリティトークン市場ワーキング・グループ
- ・ セキュリティトークン税制ワーキング・グループ

以 上